

1 公共施設等白書の位置づけ

本市は、都心から 45 km圏という利便性から、大規模な住宅団地などの相次ぐ開発により人口が急増し、昭和 51（1976）年に市制を施行しました。その後、平成 18 年 10 月には県内 20 番目の 10 万人都市の仲間入りをし、県西部地域の中核都市として発展を遂げています。

その間、人口急増に的確に対応するため、社会資本である小中学校、公民館をはじめとする公共施設、道路や橋などのインフラを整備し、市民生活の安定と向上に寄与してきました。

しかし、これらの公共施設やインフラは、人口急増に対応するために集中的に建設した結果、今では築 30 年を超える施設が大多数を占め、その改修や更新には莫大な経費と労力を費やすことが予想されます。

これらを踏まえ、インフラ及び公共施設の一元的な評価及び管理を行うことは喫緊の課題であり、評価を通じ、インフラの整備計画や公共施設の改修・更新、統合及び廃止について総合的に検討を行うこととし、更にランニングコストの比較検討による経費の平準化や市民へ正しい情報を公開するなどの対応が不可欠となっています。

本公共施設等白書は、公共施設・インフラの一元的な管理と市民へ正しい情報を公開するための基礎として、その情報をとりまとめるものです。

また、公共施設マネジメントの推進のために作成が要請される公共施設等総合管理計画の中に位置付けられ、公共施設等の実態把握の基礎となるものでもあります。

2 国・県等の取り組み

公共施設等白書に関連した、インフラ長寿命化、公共施設マネジメント、公共施設等総合管理計画等をめぐる国・県等の取り組みをまとめておきます。

(1) 国の取り組み

① 安倍総理「内外情勢調査会 成長戦略第3弾スピーチ」(平成25年6月5日)

安倍総理の成長戦略第3弾のスピーチ中に以下のように、インフラの長寿命化が触れられています。「さて、我が国の社会資本整備は、高度成長時代の60年代から80年代にかけてピークを迎えました。これは、今後20年で、建設後50年以上を経過する施設が、加速度的に増えることを意味します。笹子トンネル事故は、その現実を改めて思い知らせてくれました。(中略)

最新の技術を活用し コストを抑えながら 安全性の向上を図る「インフラ長寿命化基本計画」を、本年秋にとりまとめます。さらに 基本計画に基づいて 具体的な行動計画を策定し あらゆるインフラの安全性の向上と、効率的な維持管理を実現します」

② 日本再興戦略

安倍政権において「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)の「テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」において、インフラ長寿命化基本計画の策定が挙げられました。以下が内容です。

- ・本年秋頃までに、国としてのインフラ長寿命化基本計画(基本方針)を取りまとめる。数値目標・ロードマップを明確化し、新たな技術の活用などにより、インフラの安全性の向上とライフサイクルコスト縮減を目指す。
- ・また、インフラ長寿命化基本計画(基本方針)に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。
- ・その際、研究開発、実証、導入など開発段階に対応した新技術導入等の計画を明記するとともに、国の体制整備等による自治体の支援を行うこととする。

③ インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議名でインフラ長寿命化基本計画が決定されました。

1)はじめに

(現状)

「インフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘もある。

このような現状に至った背景には、戦後、短期間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻も早く取組を開始する必要がある」と現状をまとめています。

(取組姿勢)

「インフラストックの高齢化に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存り続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である」としながら、以下のように姿勢を示しています。

「国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する」

2)インフラ長寿命化計画(行動計画)(個別計画)の策定

「各インフラの管理者及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定する。さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画(個別計画)を策定する」としています。

3)インフラ管理者の役割

地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者については「人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。

各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である」とされています。

4) 地方公共団体の役割

「地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業の発展に協力していくことも求められる」と役割が述べられています。

④ 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知)により公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」)の策定が要請されました。同日、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号)が示され、各地方公共団体は、本指針と「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進することが示されました。

内容は以下の通り。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充実可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実

を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態(建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等)や現状における取組状況(点検・診断、維持管理・修繕・

更新等の履歴等)を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について(略)

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>)に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているので、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q & A も併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>)において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成 26 年度からの 3 年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成 26 年 3 月 20 日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成 26 年度から、総合管理計画に基づく公共施設等(公営企業に係るものを除く。)の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に 2 つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

(2) 県の取り組み

埼玉県では、以下のように、公共施設アセットマネジメントへの市町村の取り組みを支援しています。

～市町村が取り組む公共施設アセットマネジメントを支援 ー全国初、市町村、大学、県が連携した市町村公共施設アセットマネジメントー～

市町村の財政は厳しさを増しています。高齢化などを理由に社会保障関係費が20年前と比較して約3倍まで増加、今後、さらに増加していくことが予想されます。

一方、バブル崩壊以降の長期の景気低迷や少子化による人口減少により、税収の伸び悩みが懸念されています。

こうした厳しい財政状況の中、人口急増期（昭和40年代～50年代）に建設された公共施設が更新の時期を迎えており、公共施設アセットマネジメントへの取り組みが求められています。

しかしながら、公共施設アセットマネジメントについては導入事例が少なく、ノウハウが圧倒的に不足しています。このため、東洋大学PPP研究センターと連携し、埼玉県公共施設アセットマネジメント推進会議を発足、ソフト面で市町村を支援します。

また、アセットマネジメント推進事業により市町村の公共施設アセットマネジメントに基づく各種の取り組みに対し補助するなど、財政的な支援も行います。

※「公共施設アセットマネジメント」とは

縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組

(3) 県内自治体の取り組み

現在、公共施設マネジメントに取組み、公共施設白書または、公共施設マネジメント方針・計画を公表しているのは、以下の市町です。

鶴ヶ島市 (H20.3 「公共施設の保全の考え方」)

川口市 (H21.3 「川口市施設白書」、

ふじみ野市 (H22.9 「ふじみ野市公共施設適正配置計画」)

さいたま市 (H23.5 「さいたま市公共施設マネジメント計画」 平成 22 年度 中間報告)、

宮代町 (H23.11 「公共施設マネージメント計画」)

所沢市 (H24.3 「所沢市公共施設マネジメント白書」)

深谷市 (H24.11 「公共施設適正配置基本方針」)

川越市 (H25.3 「川越市公共施設マネジメント白書」)

戸田市 (H25.6 「戸田市公共施設マネジメント白書」)

※ Web サイト等で情報を確認できる自治体のみ。「白書」と同じ性質のものを含む。

自治体の取り組みは、概ね、以下のような、①公共施設白書の作成、②マネジメント方針・計画の策定、③住民の合意形成、の3つの方向から取り組まれています。

① 公共施設白書の作成

施設、建物の床面積、経年、構造の一覧化

施設の利用状況 (利用率・稼働率、経年変化、施設間比較)

施設のコスト状況 (1人あたりコスト、経年変化、施設間比較)

自治体の人口動向 (地区別)・財政状況

更新シミュレーション (このままでは財政的に更新不可能なことの明確化)

② マネジメント方針・計画の策定

新設の抑制、総面積の削減、統合・複合化、PPP/PFI の活用

他のインフラ (道路、橋、上下水道等) の更新、公会計との整合

施設の種類ごとに具体化、計画を立てる

③ 住民の合意形成

市民向けアンケート (公共施設の現状の周知)、広報

シンポジウム、ワークショップ (地域を知る、複合化のシミュレーション)

(4) 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査

総務省が実施している公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(平成26年10月)では、「平成26年10月1日現在、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定予定」「平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.0%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定」となっている。

公共施設等総合管理計画の策定状況(全国 平成26年10月)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,715	99.7%	1,782	99.7%		
計画策定状況	内訳	策定済	0	0.0%	4	20.0%	1	0.1%	5	0.3%
		未策定	47	100.0%	16	80.0%	1,714	99.6%	1,777	99.4%
	策定完了予定時期	H26年度	12	25.5%	5	25.0%	94	5.5%	111	6.2%
		H27年度	11	23.4%	5	25.0%	444	25.8%	460	25.7%
		H28年度	24	51.1%	6	30.0%	1,147	66.6%	1,177	65.8%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	29	1.7%	29	1.6%
	H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,686	98.0%	1,753	98.0%	
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%	6	0.3%		

埼玉県内市町村の公共施設等総合管理計画の策定状況(指定都市以外 平成26年10月)

策定済	未策定	計画策定予定有				合計
		策定完了予定時期				
0	62	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降	62
		11	29	22	0	

